

秋田県秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業 入札参加資格審査以外の質問に対する回答

No	資料名	質問事項	頁	公告図書への対応頁及び対応部分				質問内容	回答
				章	節	項			
1	1) 入札説明書	設計・施工業務に係る年度ごとの支払限度額	19	8	6	(4)		各年度ごとの前払い金の有無および金額についてご教示ください。	入札参加者に配布する工事請負契約書案で提示します。
2	1) 入札説明書	入札保証金について	24	12				入札保証金にかえて保険会社の入札保証保険を利用する場合、保険期間、保険金額に指定はありませんか。	秋田県財務規則第160条をご確認ください。保険期間については、入札書類提出時から契約締結日まで有効な期間としてください。
3	1) 入札説明書	設計・施工業務に係る対価について	9	8	6	(4)		年度ごとの支払いにつき、以下ご教示ください (1) 年度ごとの支払期日は指定されているのでしょうか。 (2) 前払い・中間払いなど年度ごとの支払い限度額の範囲の中で支払い回数を複数回に分けていただくことは可能でしょうか。 (3) 前年度の支払予定限度額に満たなかった額を次年度に積み増した支払い限度額としていただくことは可能か。 (4) 自営線設備は3か年に分けて計画・施工することが条件となるのでしょうか。	(1)支払期日の指定はありませんが、年度毎の出来高検査完了後に請求書を提出いただき、規定日数以内に支払します。 (2)入札参加者に配布する工事請負契約書案をご確認ください。 (3)支払予定限度額は、入札結果を踏まえ適宜見直します。また、現年度予算を翌年度に繰り越すことが可能ですが、現年度出来高未達の場合は、翌年度前払金請求が出来ませんのでご留意ください。 (4)工事請負契約期間であるR6～8年度の間に、設計施工を行ってください。
4	2) 要求水準書	試運転について	4	1	1			工期内に試運転が完了すれば、試運転で生じた不具合等の当該部分の修繕は、維持管理・運営期間開始である令和9年4月1日以降に完了することでもよいのでしょうか。またこの場合、修繕の必要の無い部分（供給に支障ない部分）については供給することでもよいのでしょうか。	試運転で不具合が生じた場合で、要求水準不適合等により完成検査に合格できない不具合であった場合は、工事請負契約に基づき令和9年3月31日までに修繕を行って頂きます。軽微な不具合であり、完成検査に合格した場合は、管理・運営委託に基づき維持管理運営期間開始後に修繕していただいで構いません。
5	2) 要求水準書	立地条件	4	1	3	2	(1)	南側のその他利用可能用地は、雑木等が残る未造成地とありますが、こちらは事業開始までに造成の予定はなく、民間事業者にて造成する必要があるとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	2) 要求水準書	責任分界点	4	1	4			秋田臨海処理センターにおける責任分界点より受電側に位置する既存の特高用受電設備（GIS等）について、本事業開始後は運営事業者の管理範囲となるとあります。この管理範囲とは、運転管理、維持管理であり、更新については本事業の対象外と考えてよろしいのでしょうか。（維持管理費用を事業収支に見込むとの認識でよろしいのでしょうか）	ご理解のとおりです。
7	2) 要求水準書	責任分界点（雨水排水）	5	1	4	(4)		排水設備の責任分界点（取り合い点）での容量、要求水準基準について想定している場合、ご教示願います。	現時点で想定はありません。
8	2) 要求水準書	責任分界点について	5	1	4	(1)		既設引込柱気中開閉器に接続を予定しています。また、気中開閉器の電源側に民間事業者の開閉器も設置予定です。この場合2重の保護となるため、気中開閉器側2次側に接続（ジャンパー）しても問題ありませんか。	要求水準書5項1.4.(1)に記載のとおり、需要施設開閉器の利用は必要です。
9	2) 要求水準書	上水	5	1	4		(2)	上水の販売単価を教示願います。	秋田市上下水道局HPをご確認ください。なお、秋田臨海処理センターの上水道メーター口径は50mmです。
10	2) 要求水準書	上水	5	1	4		(2)	場内の上水取り合いの場合の可能取水量、圧力を教示願います。	場内における上水道圧力は、0.4～0.6MPa程度です。取水可能量は不明ですが、秋田臨海処理センターにおける例年の使用量は2,000m3/年程度です。
11	2) 要求水準書	消化ガス全量購入について	11	1	5	1	(3)	要求水準書に、「その利用の有無に関わらず全量購入することを条件とする」となっているが、不可抗力の発生によって消化ガスの利用が限定的になる際も全量購入にしなければいけないのでしょうか。	設備のメンテナンスや故障等により消化ガスの利用が限定的となった場合は全量購入となりますが、不可抗力により消化ガスの利用ができない場合であって、やむを得ないと県が認めた場合は、この限りではありません。
12	2) 要求水準書	消化ガスの性状	12	1	2	1	(4)	消化ガスの性状は添付資料3を参考のこととありますが、供給される消化ガスの性状が、添付-13に記載のある、条件から逸脱した場合は、消化ガスの買取量等、貴県と協議が可能であるとの認識でよろしいのでしょうか。	今後の対話や契約協議を踏まえて、検討します。
13	2) 要求水準書	消化ガス発生量動向	12	1	5	1	(3)	現状の消化ガス量は維持されると考えてよいのでしょうか。汚泥量の減少、あるいは設備・運用改善による増加は考えられるのでしょうか。	人口減少に伴い汚泥量は減少しますが、運営期間終了時点においても消化能力上限を下回ることはないため、消化ガス量は維持されます。ただし、消化槽の増設・更新により増加する可能性があるため、その場合は増加分消化ガス利用の有無について協議するほか、増加分を利用する場合は消化ガス単価の見直しについて協議します。
14	2) 要求水準書	設計・施工に係わる業務の費用負担	13	1	6	1	(イ)	各種申請等の諸費用、コイティリティ引き込み費用、試運転期間中の運転に関する費用については工事請負費に含まないと思いますが、これらの費用負担者を教示願います。尚、試運転に関しては4.1.4(62頁)では工事請負業者の負担と記載されています。	工事請負事業者が負担しますが、工事請負費には含まずに、必要であれば電力供給単価に含めていただき電力料金により賄ってください。
15	2) 要求水準書	各種マニュアル及び施設・設備台帳の作成	14	1	6	1	(1) (ウ)	施設・設備台帳については事業者にて作成したものでよろしいのでしょうか。もしくはご指定のシステムがあるのでしょうか。	事業者で作成したものを使用してください。
16	2) 要求水準書	費用負担	14	1	6	1	(1) (イ)	ユーティリティ引込費用、試運転期間中の運転コストは、SPCのコストとして計上してよいのか。	SPCのコストとして計上することを妨げません。
17	2) 要求水準書	需要施設への電力供給業務	14	1	6	1	(2) (ウ)	「外部調達による電力は、環境省脱炭素先行地域の要件により、全て相対契約等による再生可能エネルギー電力とすること。」とありますが、何らかの事由で再生可能エネルギー電力の供給が受けられない場合は、他の電力で外部調達してもよいのでしょうか。	その他電力を調達していただいで構いませんが、脱炭素先行地域ガイドブックで指定する再エネ等電力である必要があります。
18	2) 要求水準書	需要施設への電力供給業務	14	1	6	1	(2) (ウ) (ウ)	電力の外部調達において、その調達価格が社会情勢等により変動した場合には、調達価格の変動分は貴県からの補填か電力供給単価の調整という方式でコスト増加分が補填される仕組みを民間事業者から提案があった際には、それを契約書に規定していただくと理解してよいのでしょうか。	入札参加者に配布する維持管理運営委託契約書案で提示します。
19	2) 要求水準書	民間事業者の業務範囲	15	1	6	1	(2) (エ)	「必要な熱量が供給されたことの評価は～消化槽の機能が正常に維持されていることの確認により行う」とありますが、消化槽の機能が正常に維持されていることは汚泥性状、攪拌状態、また沈砂除去状況などにも影響されるため、民間事業者からの供給熱量以外の要因も大きく含まれます。よって、必要な熱量が供給されたことの評価は、民間事業者が設置する熱量を計測する装置による計測値のみとしていただいでませぬのでしょうか。	消化汚泥温度を正常に保つことが目的であり、必要熱量は外気温等により変わるため、熱量計測器の計測値のみで評価することは難しいものと考えます。詳細は今後の対話を踏まえて検討します。
20	2) 要求水準書	住民対応	15	1	6	1	(3) (ウ)	周辺住民からの意見や苦情に対する「一次対応」の具体的な内容（仕組み）はどのようなものなのでしょうか。民間事業者の判断で対応できるものは対応し、対応できないものは貴県が対応し民間事業者が協力する（ただし、民間事業者に帰責事由がある場合は民間事業者が対応し貴県が協力する）という理解でよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	2) 要求水準書	事業用地の確保	16	1	6	2	(1) (ア)	現場事務所、駐車場、資材置き場については秋田臨海処理センター内で無償で借用頂けるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	2) 要求水準書	民間事業者の業務範囲	16	1	6	2	(3) (エ)	貴県が進める憩い・賑わい創出の取組について協力することとありますが、どのような協力が発生すると想定していますでしょうか。	未利用排熱の供給、関連施設の運営管理への協力、等を想定しています。
23	2) 要求水準書	消化ガスの供給	16	1	6	2	(3) (ア)	メタン濃度が一定の範囲を逸脱した場合、単価の見直しについては、運営事業者のコスト負担が増加した時は、貴県からの補填か電力供給単価の調整という方式でコスト増加分は補填される仕組みを民間事業者が提案された場合それを契約書に規定していただくと理解してよいのでしょうか。また、消化ガスの供給量が想定範囲を超えた場合で運営事業者のコスト負担が増加した場合は、貴県からの補填か電力供給単価の調整という方式でコスト増加分は補填される仕組みを民間事業者が提案した場合それを契約書に規定していただくと理解してよいのでしょうか。	メタン濃度が一定の範囲を逸脱した場合の消化ガス単価の見直しについて、入札参加者に配布する維持管理運営委託契約書案で提示します。また、消化ガス供給量が想定範囲を越えた場合で、運営事業者のコスト負担が増加した場合に、県からの直接的な補填か電力供給単価の調整という方式でコスト増加分を補填する仕組みの提案は、有効な提案と認められません。詳細は今後の公募手続きにより決定します。
24	2) 要求水準書	運営費の支払い	16	1	6	2	(3) (エ)	維持管理・運営に係る対価は、20年間の長期にわたる維持管理・運営が安定してできるように、維持管理・運営期間における通常コストが物価の上昇等により増加した場合及び不可抗力や事故等の偶発事象により一定の範囲を超えて追加費用が必要になった場合には、貴県から補填されるか電力供給単価の調整という方式で補填される仕組みを民間事業者から提案があった場合それを契約書に規定していただくと理解してよいのでしょうか。	民間事業者が負担すべきとしているものを、県が直接補填、または電力供給単価の調整という方式で補填する仕組みの提案は、有効な提案と認められません。詳細は今後の公募手続きにより決定します。
25	2) 要求水準書	メタン濃度範囲が逸脱した場合の消化ガス単価の見直し	16	1	6	2	(3) (ア)	「県が指定する単価は、消化ガス中のメタン濃度が50～65%の間にある場合、35円/Nm3とする。メタン濃度がこの範囲を逸脱した場合は、単価の見直しについて県との運営事業者が協議する。」とあります。発電量はメタン濃度に比例します。添付資料3のメタン濃度の平均値は約60%なので、単価の見直しは『メタン濃度が55～65%』を逸脱した場合が妥当であると考えますが、いかがでしょうか。	原則、要求水準書16項1.6.2.(3)(ア)に記載のとおりとしますが、今後の対話の内容を踏まえて検討します。
26	2) 要求水準書	需要施設における再エネ自家消費率	18	1	8	1		「また、上記自家消費率の達成を毎年度モニタリングする際に用いる、秋田市汚泥処理センターが自家消費する電力量は実績値とするが、この実績電力量が250,000 kWh/年を下回った場合は、この値を上記自家消費率の算定に用いることとする。」とありますが、『この値』とは250,000kWh/年と解釈してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	質問事項	頁	公告図書への対応頁及び対応部分				質問内容	回答	
				章	節	項				
27	2) 要求水準書	需要施設に対する電力供給単価	18	1	8	2		「ただし、社会情勢の変化等により、東北エリアの小売電気事業者による一般的な電力料金メニューから算定される電力供給料金が、著しく安価となった場合は、貴県は事業者に対して協議を申し出ることができる」とありますが、社会情勢の変化等により、著しく高価になった場合は、事業者から貴県へ協議を申し込めるとの理解でよろしいでしょうか。 また、22円/kWhという上限値は20年間定額ではなく、物価上昇と同率で変動していく等の仕組みを民間事業者が提案した場合それを契約書に規定していただくと理解してよいでしょうか。	東北エリアの小売電気事業者による一般的な電力料金メニューから算定される電力供給料金が、著しく高価となった場合については、No.28の回答をご参照ください。 また、22円/kWhという上限値が、物価上昇と同率で変動していく等の仕組みの提案は、有効な提案と認められません。詳細は今後の公募手続きにより決定します。	
28	2) 要求水準書	需要施設に対する電力供給単価	18	1	8	2		東北エリアの小売電気事業者による一般的な電力料金が本事業における電力料金に比べ高額となった場合はリスク分担表の経済リスク（物価リスク）に該当し、県の負担という理解でよろしいでしょうか。 また、一定の範囲内が事業者リスクとなっておりますが、具体的な%等についてご教示ください。	東北エリアの小売電気事業者による一般的な電力料金は、本事業の運営に係る物価リスクとは認められないため、電力供給単価の見直しは行いません。ただし、外部調達に要する費用が高騰した場合は物価リスクと認められるため、電力供給単価等の見直し対象となります。 上記の「費用の高騰」の具体的な数値については、入札参加者に配布する維持管理・運営委託契約書案をご覧ください。	
29	2) 要求水準書	設計・施工時のユーティリティについて	19	2	1	2		本施設の設計・施工時に必要となるユーティリティの記載がありますが、どのような設備がユーティリティ該当するか目的・用途・設備名等の具体内容についてご教示ください。	工用電力、上水、工業用水、等を想定しています。	
30	2) 要求水準書	見学者説明用パンフレット	20	2	1	7	(1)	(ア)	印刷版のパンフレットは、増刷分は含めず、大人用、子供用合わせて1,000部の納品を行えば良いとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書20項2.1.7.(1)(ア)に記載のとおりです。
31	2) 要求水準書	工事期間中の記録映像	20	2	1	7	(1)	(ウ)	記録映像とは、静止画をまとめた動画でもよいでしょうか。また撮影内容は民間事業者の任意の内容でよいでしょうか。	詳細は契約後の協議により決定します。
32	2) 要求水準書	地中障害物	25	2	4	10			「予見できない地中障害物が発見された場合、対応策の検討と不発弾探査を実施すること」とありますが、地中障害物対策の費用や納期遅延等の責任は民間事業者ではなく、増加コストは貴県から補填されるか電力供給単価の調整という方式で補填される仕組みを民間事業者から提案された場合それを契約書に規定していただくと理解でよいでしょうか。 地盤改良等地中の状況で通常の工事を越える対応が必要になった場合も同様に考えてよいでしょうか。 8月10日のご回答(73)では「ご意見を踏まえて検討します」とあります。	地中障害物対策に要する増加コストを県から直接補填するか電力供給単価の調整という方式で補填される仕組みの提案は、有効な提案と認められません。詳細については今後の公募手続きにより決定します。
33	2) 要求水準書	地中障害物	25	2	4	10			不発弾調査の基準（掘削深度など）がありましたらご教示ください。	設計資料のうち「R3秋田臨海処理センター地質調査報告書」のうち「4.4 磁気探査結果」をご覧ください。不発弾探査実施深度の参考にしてください。
34	2) 要求水準書	掘削土砂（建設発生土）について	25 26	2 2	4 4	9 13			「掘削土砂は原則として場内で再利用し、・・・」とありますが、以下につきご教示ください。 1) 秋田臨海処理センターの敷地内において掘削土砂の置き場もしくは再利用場所を貴県にてご指示いただけるのでしょうか。 2) 上記1)ご指示いただける際の量はどのくらい（m3）でしょうか。 3) 敷地外の自営線工事にも上記1)、2)は適用するのでしょうか。	1) 想定する再利用場所および仮置場は、発生量を踏まえて別途指示します。 2) 詳細は提案を受けてからの調査及び協議となりますが、窪地への投入や用地への敷き均しにより、3,000～5,000m3程度の受入を想定しています。 3) 原則再利用となります。自営線敷設ルートでの再利用が難しい場合は、秋田臨海処理センター内で再利用してください。
35	2) 要求水準書	建設時発生土の扱いについて	26	2	4	13			建設時発生土は極力場内で再利用とのことですが、利用先が無く置き場所が無いという場合は契約変更で宜しいでしょうか。	秋田臨海処理センター敷地内での再利用が難しい場合は、処分に係る費用について別途協議し契約変更の対象とします。
36	2) 要求水準書	施設配置に関する要件について	26	3	1	1			「秋田臨海処理センターと本施設への来場者車両の動線を分離すること」と有りますが、以下につきご教示ください。 1) 来場者車両について、具体的にご指定もしくはご教示ください。 2) 秋田臨海処理センターへの来場者車両の動線をご指示ください。 3) 秋田臨海処理センターと本施設の来場者車両の出入り口を分ける（本施設の来場者車両の出入り口を別に設ける）ことになるのでしょうか。	1) 来場者車両は指定管理者の移動車および設備関係者の車両がありますが、これ以外に、汚泥棟から汚泥焼却炉まで脱水汚泥を運搬するトラックの往来があります。 2) 来場者車両は、入口正門～正面道路～管理棟他です。脱水汚泥運搬トラックは、汚泥棟～正面道路～汚泥焼却炉です。 3) 別に設ける必要はありません。来場者車両と脱水汚泥運搬トラックの導線とできるだけ交差しないよう配置することで、本項目に適合と判断します。
37	2) 要求水準書	施設配置可能範囲について	28	3	1	1			「本施設は、添付資料1に示す施設配置可能範囲に配置すること。」について、太陽光発電設備の一部を添付資料1の「その他利用可能地」に設置することは許容されるかご教示ください。（可能性のある設備：PCS・開閉装置・一部の太陽電池モジュールや接続箱）	再生エネルギーや電力供給単価に与える改善効果が十分に見込まれるなど、県が必要と判断する場合は許容することとしますが、詳細は今後の対話の内容を踏まえて検討します。
38	2) 要求水準書	機能性に関する要件	28	3	1	3			運営事業者用事務室に関しては既設管理棟内を借用させて頂くことは可能でしょうか。また費用が発生する場合もご教示ください。	借用可能です。費用は秋田県行政財産使用料徴収条例に従い算定した金額となります。
39	2) 要求水準書	本施設の性能要件	28	3					各設備の周囲温度（屋外）に相違があります。 ・-10～40℃：風力発電設備、太陽光発電設備、自営線設備、EMS及び運転監視制御設備 ・-20～40℃：蓄電池設備、水素製造利用設備、受変電設備 ・記載なし：消化ガス発電設備 設置環境は一緒と判断のため、各設備の周囲温度（屋外）は「-10～40℃」に統一すべきと考えますがいかがでしょうか。	全て-10～40℃としてください。
40	2) 要求水準書	計測・監視設備（新設）	31	3	2	5	(7)		遠隔表示させる項目は発電施設の一括故障警報でよいでしょうか。また設備としてはタブレットでよいでしょうか。	正常時・異常時ともに個別の故障項目について常時監視が可能な機能としてください。また、監視に用いる端末は提案により決定します。
41	2) 要求水準書	太陽光発電設備	35	3	4	4	(1)		「HDZ55」について、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定されているものですが、JIS H 8641:2021では被膜の規定が付着量から膜厚に変更となっており、記号もHDZからHDZTに変更になっています。亜鉛の比重をもとに計算すると、550g/m <sup>2</sup> は77μmに相当することから、「HDZ55」は「HDZT77」と読み替えてよいかがご教示ください。	ご認識のとおり、HDZ55をHDZT77と読み替えてください。
42	2) 要求水準書	水素製造利用設備	38	3	6	3			水素を本件対象区域内の他の施設（消化ガス発電以外）で利用を提案することは可能か。	本件対象区域内の他の施設（例えば産業技術センター等）での利用は、脱炭素効果がある場合に限り、可能です。
43	2) 要求水準書	水素製造利用設備	38	3	6	3			水素を本件対象区域外で利用することは可能か。	本件対象区域外での利用は、原則不可能です。ただし、余剰水素が発生した場合はこの限りではありませんが、余剰水素が発生しないことを前提とした設計となっているうで、やむを得ない理由により生じた場合に限り認められます。
44	2) 要求水準書	水素製造利用設備	38	3	6	3			上記の本件対象区域内、外で水素利用が可能である場合、水素の輸送、利用においても、圧力1MPa未満となるか。	ご理解のとおりです。
45	2) 要求水準書	引込線の撤去	39	3	7	2	(1)		既設東北電力NW配電線からの既設引込線は、需要家引込柱の高圧線周りのみ撤去を予定しています。東北電力NW電柱から需要家引込柱への高圧配電線（本線）の撤去は含まない予定ですが、問題ありませんか。	ご理解のとおりです。
46	2) 要求水準書	自営線設備 全体システム構成	39	3	7	2			システム構成や自営線敷設ルートは任意とします。また、53頁の3.7.6には、機器構成と要求仕様の指定があります。システム構成は任意であるため、3.7.6の機器の仕様はあくまでも参考であり、事業者から自由に提案できるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	2) 要求水準書	受変電設備 機器構成と要求仕様	53	3	8	3			機器構成と要求仕様についての詳細は、民間事業者からの提案および県と民間事業者の協議により決定するとあります。また、3.8.3に想定される新設機器の記載があります。機器構成については提案及び協議により決定するため、3.8.3に記載されている機器の仕様はあくまでも参考であり、事業者から自由に提案できるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	2) 要求水準書	監視場所について	54	3	8	3	(1)		「機器内訳」として「@場外自営線連絡盤用テレコントロール親局」が記載されていますが、「特高変電所屋内」以外の遠隔で監視することを想定してよいでしょうか。	機器構成は民間事業者からの提案および県と民間事業者との協議により決定します。
49	2) 要求水準書	監視場所について	54	3	8	3	(1)		監視制御をするために必要な通信線は、自営線設備の範囲でしょうか。	ご理解のとおりです。
50	2) 要求水準書	EMS及び監視制御装置 機器構成と要求仕様	56	3	9	4			監視制御サーバ、統合コントローラ、現地端末の要求仕様は示されていますが、機器構成、設置場所、仕様等はあくまでも参考であり、事業者から自由に提案できるとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準書56項3.9.4に記載の機器構成については、民間事業者からの提案および県と民間事業者との協議により決定します。
51	2) 要求水準書	性能試験	63	4	2				予備性能試験及び引渡性能試験は、施設ごと（及び各施設が分割試験できる場合は分割施設ごと）に行われるという理解でよいでしょうか。	施設ごとおよび全体で行う必要があります。
52	2) 要求水準書	各性能試験	63	4	2				風車単体の性能試験（予備性能試験、引渡性能試験含む）を行わず、納入する機種にて取得済みの設計認証、型式認証で代替することは可能でしょうか。	設置の後性能試験を行う必要があります。
53	2) 要求水準書	設計の契約不適合責任	65	4	8	1			実施設計図書の引渡してから3年間（故意・重過失の場合は10年間）ということですが、国土交通省公共工事標準請負契約約款と同様2年間(設備機械等については1年間)(故意・重過失の場合は10年間又は知った時から5年間のどちらか短い方)に短縮をお願いします。	要求水準書65項4.8.1に記載のとおりです。
54	2) 要求水準書	施工の契約不適合責任	65	4	8	2			施設の引渡してから2年間（故意・重過失の場合は10年間）ということですが、国土交通省公共工事標準請負契約約款と同様2年間(設備機械等については1年間)(故意・重過失の場合は10年間又は知った時から5年間のどちらか短い方)に短縮をお願いします。 契約不適合期間を過ぎると不具合の修理費用等のメンテナンス費用はSPC負担となります。一定の範囲を超えたメンテナンス費用は貴県から補填されるか電力供給単価の調整という方式で補填される仕組みを民間事業者から提案された場合それを契約書に規定していただくと理解でよいでしょうか。	要求水準書65項4.8.2に記載のとおりです。 また、メンテナンス費用を県は負担しませんので、必要なコストは提案時の電力供給単価に反映していただき電力料金により賄ってください。
55	2) 要求水準書	報告書の作成について	67	5	1	2			各報告書の記載内容について現時点で想定している事項はごまいますでしょうか。	現時点で想定はありません。

No	資料名	質問事項	頁	公告図書の見直し及び対応部分				質問内容	回答
				章	節	項			
56	2) 要求水準書	SPCに配置する電気主任技術者について	72	5	5	4		維持管理を実施する企業（SPC）は本件電気工作物のみなし設置者となることと理解しています。また、電気主任技術者はSPCの配置予定技術者として理解しています。この上で、電気事業法の規定により本件に必要な許認可申請・設計・施工から建設工事完了まで（運用開始まで）の期間に必要な配置予定技術者（電気主任技術者）の人員費・経費の扱い・計上方法を教えてください。また、建中期間における電気主任技術者費用は補助対象経費になる理解でよろしいでしょうか。	設計・施工から建設工事完了までの期間中の電気主任技術者に係る経費は、設計施工費の間接工事費として計上してください。また、本経費は再エネ交付金の交付対象経費となります。
57	2) 要求水準書	運営業務管理について	72	5	6	1		「運営業務について ISO14001 又は、それに準じた管理を行うこと。」について、SPCがISO14001を取得またはそれに準じた方法による管理を行うの意図でしょうか。あるいは、SPCの代表企業がISO14001を取得またはそれに準じた方法による管理を行うの意図でしょうか。	SPCがISO14001を取得、またはそれに準じた方法による管理を行う必要があります。
58	2) 要求水準書	情報管理	72	5	6	2		現場撮影可能なものはデジタルカメラで撮影後とありますが、タブレット等デジタルカメラ以外で、撮影したデータでも良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	2) 要求水準書	本県との連絡・調整	73	5	6	4		地元住民からの問い合わせ等に対する「一次対応」の具体的な内容（仕組み）はどのようなものでしょうか。民間事業者の判断で対応できるものは対応し、対応できないものは貴県が対応し民間事業者が協力する（ただし、民間事業者に帰責事由がある場合は民間事業者が対応し貴県が協力する）という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	2) 要求水準書	警備業務	73	5	6	5		不法侵入者の建物への侵入対策を講じることとあります。この建物とは本事業において新設される建物と考えてよろしいでしょうか。	本事業で設置する施設を指します。不法侵入者が本事業で設置する施設に容易に触れることが無いよう対策を講じてください。
61	2) 要求水準書	保険の加入について	74	5	6	7		運営事業者に保険の加入を求めています。本件は設備保有者である県に代わって、SPCが保険に加入し、保険料を支払う認識で合っておりますでしょうか。またSPCが支払った保険料については、別途県から全額SPCに支払われる事になりますでしょうか。	SPCが保険に加入し保険料を支払っていただきます。保険料は、提案時の電力料金単価に反映していただき、電力料金により賅ってください。
62	2) 要求水準書	太陽電池モジュールのメーカー保証について	74	5	6	7		秋田臨海処理センター敷地内は海岸から近く、塩害に関するメーカー保証が付与されない可能性があります。メーカーからの保証は必須でしょうか。あるいは事業者自身がリスクを受容すればメーカー保証の範囲が限定されても問題はないでしょうか。	原則メーカー保証が必要ですが、海岸からの離隔が足りず保証を受けられない場合など、やむを得ない県が認めた場合はこの限りではありません。保証が得られない場合は、メーカー保証と同等のリスクをSPCに受容していただき、必要な費用は提案時の電力料金単価に反映してください。
63	2) 要求水準書	本施設撤去後の積立	74	5	6	10		運営事業者が行う本施設の撤去・原状復帰に必要な費用の積立は、電力供給単価に上乗せする計算式で行われるという理解でよいでしょうか。積立金の額はどのようにして決めるのでしょうか。20年後の費用の算定は難しいので、積立金と実際の撤去・原状復帰費用に不足が生じた場合は貴県から補填されるという理解でよいでしょうか。	撤去・原状復帰費用は提案時の電力供給単価に含めていただき、電力料金により賅ってください。積立金の額については、No.64の回答をご参照ください。積立金に不足が生じた場合は、本事業の運営期間を通じてSPCが得た利益による内部留保資金の処分も含め、県と協議により補填方法を決定しますが、その上で不足が生じた場合は、県が補填します。
64	2) 要求水準書	本施設撤去費用の積み立て	74	5	6	10		「運営事業者は、本事業開始前に本県と協議した上で、本施設の撤去、現状復旧に必要な費用の積立を運営業務において行う。」について、事業計画にかかわる事項ですので、公平な価格審査等も鑑みて積立予定費や算出の前提条件等を提示してください。	現状復旧に必要な費用を見積もって費用計上してください。資源エネルギー庁が公開しているFIT制度に係る「事業計画策定ガイドライン」の解体撤去費の積み立てを参考に、これ以上の金額を積み立てしてください。その場合、蓄電池、水素製造利用設備についても上記ガイドラインを準用してください。自営線については、必要な費用を見積もってください。
65	2) 要求水準書	現状復旧の範囲	74	5	6	10		秋田臨海処理センター内および同構外において本事業で構築した地上施設、基礎杭含む地下構築物・自営線設備等について、現状復旧・撤去に関する具体条件のご提示をお願いいたします。	地上施設は全撤去を原則とします。地下構築物についても全撤去を想定していますが、埋設深が極めて深く撤去が困難な場合には、関係者との協議により一定深度以下の残置を認める可能性があります。また自営線については、用地管理者からの占用許可条件に則り、原則、全撤去となります。
66	2) 要求水準書	事業期間終了時の対応	74	5	7			貴県が本事業を継続する可能性があり、事業期間終了前の3年前以降に施設撤去又は事業継続の検討をするということですが、事業継続になった場合の準備・修繕・更新・試験等に要する費用は当初見込んでいない追加費用ということで貴県から補填されるという理解でよいでしょうか。	今後の契約協議を踏まえて検討します。
67	2) 要求水準書 添付資料2 地質調査資料	追加ボーリングデータ提供の可否について					添付-2「その他利用可能用地（約3.3ha）」の地質推定にあたり、添付-3の地質調査資料よりも既存ガスタンク建設時のボーリングデータがより実際に近いと考えられますが、追加ご提供可能ですでしょうか。	提供済みの地質調査報告書以外のものを、追加で提供可能です。	
68	3) リスク分担表	法令変更リスク	1					8月10日のご回答(70)で「労働法、消防法、個人情報保護法、会社法等事業に直接影響を及ぼさない一般的な法令」は民間事業者の負担ということですが、契約締結日以降の法令変更による本事業履行にあたっての民間事業者のコスト増は貴県により補填されるか電力供給単価の調整という方式で補填される仕組みを民間事業者から提案された場合それを契約書に規定していただけないという理解でよいでしょうか。また本事業の履行に影響を与える場合は契約不履行にならないと理解してよいでしょうか。	No.24の回答をご参照ください。
69	3) リスク分担表	税制リスク	1					その他新税に関するもの（法人の利益にかかる税を除く）も、本事業履行にあたっての民間事業者のコスト増は貴県により補填されるか電力供給単価の調整という方式で補填される仕組みを民間事業者から提案された場合それを契約書に規定していただけないという理解でよいでしょうか。	No.24の回答をご参照ください。
70	3) リスク分担表	住民対応リスク	1					民間事業者が実施する業務の内、民間事業者に帰責事由がある場合にのみ民間事業者の負担と理解してよいでしょうか。	今後の契約協議を踏まえて検討します。
71	3) リスク分担表	環境リスク	1					民間事業者に帰責事由がある場合にのみ民間事業者の負担と理解してよいでしょうか。	今後の契約協議を踏まえて検討します。
72	3) リスク分担表	第三者賠償リスク	1					「不可抗力により第三者に与えた損害」は、民間事業者に帰責事由がある場合にのみ民間事業者の負担と理解してよいでしょうか。8月10日のご回答では「原則として貴県がリスクを負うものの、民間事業者にも努力をして欲しいもの、協議を行いながら決定していくものについては「△」としています」とあります。	今後の契約協議を踏まえて検討します。
73	3) リスク分担表	物価リスク	1					「一定の範囲を超えた部分」については貴県により補填されるか電力供給単価の調整という方式で補填される仕組みを民間事業者から提案された場合それを契約書に規定していただけないという理解でよいでしょうか。「一定の範囲」とは民間事業者からの提案内容に基づき契約書では具体的に規定されると理解してよいでしょうか。「物価リスク」は民間事業者の帰責事由ではないので貴県により補填されるか電力供給単価の調整という方式で補填される仕組みが適切と考えますが、いかがでしょうか。8月10日のご回答では「原則として貴県がリスクを負うものの、民間事業者にも努力をして欲しいもの、協議を行いながら決定していくものについては「△」としています」とあります。	No.24の回答をご参照ください。
74	3) リスク分担表	不可抗力リスク	1					不可抗力による民間事業者のコスト増については貴県により補填されるか電力供給単価の調整という方式で補填される仕組みを民間事業者から提案された場合それを契約書に規定していただけないという理解でよいでしょうか。8月10日のご回答では「原則として貴県がリスクを負うものの、民間事業者にも努力をして欲しいもの、協議を行いながら決定していくものについては「△」としています」とあります。	No.24の回答をご参照ください。
75	3) リスク分担表	第三者賠償リスク	1					不可抗力により第三者に与えた損害に関して、民間事業者が主負担者に比べて少ない又は限定的に負担となっておりますが、少ない又は限定的とは具体的にどの程度の負担を想定していますでしょうか。	今後の契約協議を踏まえて検討します。
76	3) リスク分担表	物価リスク	1					インフレ・デフレ（物価変動）に関するもの（一定範囲内）の場合、負担者が民間事業者となっております。一定範囲とはどの程度かご教示願います。	No.28の回答をご参照ください。
77	3) リスク分担表	物価リスク	1					インフレ・デフレ（物価変動）に関するもの（一定範囲を超えた部分）に関して、民間事業者が主負担者に比べて少ない又は限定的に負担となっておりますが、少ない又は限定的とは具体的にどの程度の負担を想定していますでしょうか。	No.28の回答をご参照ください。
78	3) リスク分担表	不可抗力リスク	1					天災等による設計変更・中止・延期に関して、民間事業者が主負担者に比べて少ない又は限定的に負担となっておりますが、少ない又は限定的とは具体的にどの程度の負担を想定していますでしょうか。	今後の契約協議を踏まえて検討します。
79	3) リスク分担表	物価リスク	1					物価変動リスク（一定の範囲を超えた部分）は県負担となっておりますが、一定の範囲を超えた為替変動リスクも県負担と考えてよろしいでしょうか。	為替変動に伴い外部電力調達費用が変動した場合は、物価変動リスクに該当します。
80	3) リスク分担表	計画変更リスク	4					天災その他不可抗力によるものに関して、民間事業者が主負担者に比べて少ない又は限定的に負担となっておりますが、少ない又は限定的とは具体的にどの程度の負担を想定していますでしょうか。	今後の契約協議を踏まえて検討します。
81	3) リスク分担表	施設・設備損傷リスク	4					上記以外の事故・災害に伴う施設・設備の損傷に関して、民間事業者が負担者となっておりますが、本事業はDBO事業であり、施設の所有者は貴県であると思慮いたします。そのため、民間事業者に明らかな責がない施設・設備の損傷に関するリスクは貴県であると思慮いたします。	今後の契約協議を踏まえて検討します。
82	3) リスク分担表	施設・設備損傷リスク	4					天災その他不可抗力による施設・設備の損傷に関して、民間事業者が負担者となっておりますが、本事業はDBO事業であり、施設の所有者は貴県であると思慮いたします。そのため、民間事業者に明らかな責がない天災その他不可抗力による施設・設備の損傷に関するリスクは貴県であると思慮いたします。	今後の契約協議を踏まえて検討します。

No	資料名	質問事項	頁	公告図書の対応頁及び対応部分				質問内容	回答
				章	節	項			
83	3) リスク分担保	電力時変動リスク	4					需要施設の増減による運営業務費用に対するリスクに関して、民間事業者が主負担者に比べて少ない又は限定的に負担となっておりますが、少ない又は限定的とは具体的にどの程度の負担を想定していますでしょうか。	今後の契約協議を踏まえて検討します。
84	3) リスク分担保	施設・設備損傷リスク	4					「上記以外の事故・火災に伴う施設・設備の損傷」は、民間事業者に帰責事由がある場合にのみ民間事業者の負担と理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	3) リスク分担保	施設・設備損傷リスク	4					「天災その他不可抗力による施設・設備の損傷」は、民間事業者に帰責事由がある場合にのみ民間事業者の負担と理解してよいでしょうか。	今後の契約協議を踏まえて検討します。
86	3) リスク分担保	電力需要変動リスク	4					「需要施設の増減による運営業務費用に対するリスク」は、民間事業者の収入減については貴県により補填されるか電力供給単価の調整という方式で補填される仕組みを民間事業者から提案された場合それを契約書に規定していただくと理解してよいでしょうか。 8月10日のご回答では「原則として貴県がリスクを負うもの、民間事業者にも努力をして欲しいもの、協議を行いながら決定していくものについては「△」としています」とあります。	民間事業者の収入減を、県が直接補填、または電力供給単価の調整という方式で補填する仕組みの提案は、有効な提案と認められません。詳細は今後の公募手続きにより決定します。
87	3) リスク分担保	施設・設備損害賠償リスク	4					施設・設備損傷リスク 「上記以外の事故・火災に伴う施設・設備の損傷」とありますが、この上記とは下水道施設を指しているのでしょうか。それを正として、下水道施設以外の周辺9施設が事故・火災になった場合の施設・設備の損傷は県負担ではないのでしょうか。	下水道施設以外の公共施設10施設の事故・火災等に伴い、自営線や需要家敷地内に設置する引込開閉器盤に損傷が生じた場合は、公共施設の施設管理者の負担になります。
88	3) リスク分担保	施設・設備損害賠償リスク	4					実施方針質問回答No.78にて回答されていますが、天災その他不可抗力による施設・設備の損傷が民間事業者負担となっています。実施方針（素案）ではリスク分担保及びその考え方として、「そのリスクを最も良く管理できる者が当該リスクを適正に分担する」とあり、不可抗力は民間事業者がコントロールできるものではないため、再検討を要望致します。	天災その他の不可抗力によるリスクを回避するため、設備の損傷に対する保険への加入を求めます。ただし、保険の対象とならない不可抗力や、保険の範囲を越えた損傷が生じた場合は、SPCが保有する本事業で生じた利益による内部留保資金の状況を踏まえて費用分担について協議したうえで、最終的に不足する費用については県が負担します。
89	3) リスク分担保	工事遅延リスク	5					民間事業者に帰責事由がある場合にのみ民間事業者の負担と理解してよいでしょうか。	今後の契約協議を踏まえて検討します。
90	3) リスク分担保	コスト超過リスク	5					「上記以外の工事費の増大・予算超過」は、民間事業者に帰責事由がある場合にのみ民間事業者の負担と理解してよいでしょうか。	今後の契約協議を踏まえて検討します。
91	3) リスク分担保	工事遅延リスク	5					工事が契約より遅延し、完工しないリスクに関して、民間事業者が負担者となっておりますが、天災等の不可抗力や、外約要件等、民間事業者に責めがなく、工事が遅延した場合は、この限りではないとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力により生じた遅延については、この限りではありません。
92	3) リスク分担保	下水道事業との接点で生じるリスク	5					実施方針質問回答No.82で消化ガス販売料金受取リスクについて修正する旨回答がございましたが、リスク分担保において修正がされていませんが、どのように考えればよいでしょうか。	修正漏れにつき、削除します。
93	3) リスク分担保	リスク分担保の考え方						リスク分担保等の募集要項では、「リスク分担保の考え方」が示されていません。令和5年7月に公表された「実施方針（素案）」の「3.2 リスク分担保及びその考え方」と同じと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	4) 対話要領	対話用資料に記載する内容	1				イ	入札参加資格者は、確認したい事項についても、対話用資料に記載できるとありますが、確認したい事項は様式12号にある、(ア)～(エ)の4つの項目に記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	4) 対話要領	対話及び募集要項（第二部）の質問に関する回答について	3				ウ (イ)	「本県は、入札参加資格者から提出された対話資料用及び対話の内容を他の入札参加資格者に開示しない」とありますが、様式第13号で行う対話に関する質問及び回答も開示しないと解釈してよろしいでしょうか。	対話の内容は開示しませんが、対話および募集要項（第二部）に関する質問および回答は、入札説明書4.5.3.「質問に対する回答方法」のとおり、全ての入札参加資格者に対し電子メールで送付します。
96	4) 対話要領	質問の回答等	4				カ (ア)	対話及び募集要項に関する質問に対する回答は、全ての入札参加資格者に対して通知するとありますが、例えば、入札参加資格者の提案に関わる技術的な内容など、開示して欲しくないような質問があった場合、個別に質問を行った入札参加資格者のみに回答していただけないでしょうか。	開示を望まない質問および回答がある場合、その旨を明示いただければご意向どおりに対応しますが、その場合の質問および回答の内容は、契約事項として取り扱う質問および回答に該当しませんので、ご留意ください。
97	5) 落札者決定基準	自家消費率の定量評価の計算式	4	5	2		(2) ア	「定量評価については、提案された数値を算定式により点数化し、技術評価点を付与する。」について、「【臨海処理センター等導入再エネ発電による電力の自家消費率】」はどのような算定式で評価されますでしょうか。（=提案者の中で最も高い自家消費率が満点の3点、67%以下が0点でしょうか。）	ご理解のとおりです。67%を下回る提案再エネ自家消費率であった場合は、要求水準書不適合により失格となりますのでご留意ください。
98	5) 落札者決定基準	価格審査について	5	5	2		(3)	入札比較価格の算定に用いる入札価格は、「消費税及び地方消費税の額を含む」額で良いか。	入札比較価格は、落札者決定基準の5.2.(3)「価格審査」のとおり、予定価格(消費税及び地方消費税の額を含む)に100/110を乗じた額を指します。
99	5) 落札者決定基準	価格審査について	5	5	2		(3)	入札評価点算定に用いる入札価格は、税抜き価格で良いか。	価格評価点の算定に用いる入札価格は、消費税及び地方消費税の額を含みません。
100	5) 落札者決定基準	価格審査について	5	5	2		(3)	入札価格=入札比較価格の場合は、0点との算定で良いか。	価格評価点については、ご認識のとおりです。
101	5) 落札者決定基準	自家消費率算定の妥当性	7				No.2 ①	「【臨海処理センター等導入再エネ発電による電力の自家消費率算定の妥当性】」について、太陽光発電の場合、日射量や太陽電池モジュールの温度のほか、雪による正負の影響(雪による反射光・積雪による発電への影響)を考慮する必要があります。雪による影響については、公的あるいは広く一般に使われているデータはないものと理解しております。これについては、既存データ・公開されている各種報告書等による根拠を示した上で提案者が妥当であると判断する方法に基づいて提案することで差し支えないでしょうか。	積雪による正負の影響については、提案者が、20年間の運営において提案した発電電力量を確実に確保できることを前提に、独自の分析、判断により提案していただいで構いません。影響の見積りが甘く、慢性的に発電電力量を確保できない場合は、対策工事や契約内容の見直し等の義務が発生しますので、ご留意ください。
102	5) 落札者決定基準	事業運営コストについて	7				No.2 ②	本事業における事業運営コストにつき、外部調達電力に係る容量拠出金を見込む必要がある理解であるが、これまでに数回しか実施されていない容量市場オークション結果だけでは、確度のある将来の約定単価を推測するのは不可能です。公募時点では公平な価格審査等も鑑みて約定単価等の容量拠出金算出条件を提示してください。（本事業の健全性の確保のために、そもそも費用として見込んでいない、もしくは適当に安価で見込んだ応募者が価格審査で一定の評価を取得しないようにすべきかと想定しています。）	容量拠出金の試算方法は提案者の判断に委ねます。ただし、過去の容量拠出金実績より安価な提案であるなど、県が提案価格の根拠に乏しいと判断した場合は、県は提案者に説明を求め、提案内容の修正を求める場合があります。また、運用開始後に容量拠出金が提案時の想定より高騰した場合であっても、電力供給単価の見直しには応じませんのでご留意ください。
103	5) 落札者決定基準	事業計画の確実性 PPP/PFI事業の実績	7					PPP/PFI事業の実績とありますが、PFI以外のPPP事業の実績も含むとの理解でよろしいでしょうか。その場合、PPPに関して適用となる事業についてご提示願います。	PFI以外のPPP実績も含まれます。PPPとしては、DBO方式またはDB方式、指定管理者制度が適用となります。
104	5) 落札者決定基準	地域貢献に関する事項	10					地元企業が業務に関与するよう配慮されているかとありますが、業務に関与と工事請負業者として参画または運営事業者として参画することの違いについてご教示願います。	入札参加者に配布する様式集（第二部）⑤技術提案書（様式第19号）に詳細な評価方法を記載していますので、ご確認ください。
105	6) 需要施設に対する電力供給単価		18	1	8	2		提案単価の上限値が22円/kWhという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。税抜き22.0円/kWhを上回る提案単価であった場合は、要求水準書不適合により失格となりますのでご留意ください。
106	6) 需要施設に対する電力供給単価		18	1	8	2		「ただし、社会情勢の変化等により、東北エリアの小売電気事業者による一般的な電力料金メニューから算定される電力供給料金が、本事業における電力供給料金に比べ著しく安価となった場合は」とありますが、「著しく」とはどの程度かお示し頂けますか。	2021年度の実績平均単価程度（2022年度実績平均単価の約2/3）を想定しています。なお、要求水準である22.0円/kWhは2022年度実績平均単価の約9/10に相当します。見直し発動基準の詳細や、指標となる小売電気事業者の電力料金メニュー種別等については、協議により決定します。
107	7) その他							消化ガス発電量算定の基準となる消化ガス発生量、消化ガスメタン濃度は添付資料3のデータを使用することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	7) その他							今回の再エネ設備の導入に伴う保護継電器の整定見直し及び制御系インターロックの追加は民間事業者の所掌内との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	7) その他	リスク分担保について						需要家（供給先）に起因する設備事故等はどのような扱いとなるかご教示ください。	No.87の回答をご参照ください。
110	7) その他	WAKEロス補償について						WAKEロス補償については、県が負担する認識でよろしいでしょうか。	ウェイクロス補償金はSPCが負担します。補償金は営業費用として、提案時の電力料金単価に含めたくうえで電力料金により賄ってください。なおウェイクロス補償の算定にあたっては、提供している風況データに基づき試算し、対象風力発電設備のFIT期間や耐用年数等を勘案して適切に見積もってください。対象風力発電設備の導入時期、機種等については、県HPをご参照ください。 <a href="https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/7451">https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/7451</a>
111	7) その他	非常用発電機との連携について						蓄電池の非常用発電機連携機能は、並列運転を採用しない場合でも、インターロック等の機能での連携で、要件を満たすことは可能か。	並列運転を採用しない場合であっても、蓄電池に非常用発電機連携機能を付加する必要があります。